



ケイトウ

# 税務と経営

編集発行人  
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2113  
奈良県葛城市北花内  
281番地22

TEL 0745(69)8282  
FAX 0745(69)7377  
自宅 0745(69)2174

## 9月の税務と労務

9月

(長月) September

15日・敬老の日 23日・秋分の日

- 国 税 / 8月分源泉所得税の納付 9月10日
- 国 税 / 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 9月30日
- 国 税 / 1月決算法人の中間申告 9月30日
- 国 税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 9月30日



日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	・	・	・	・

### メタボ健診の診療費も医療費控除の対象に

本年4月から、40～74歳を対象に特定健康診査（メタボ健診）が実施されていますが、診査結果に基づき行われる特定保健指導を受ける人のうち、高血圧症、脂質異常症、糖尿病のいずれかの基準に該当する人が、その診療等のため自己負担した診療（治療）費は、医療費控除の対象に追加されています。

ワンポイント

# 新会社法

## 活用の いろいろ

### 1 会社の借入金を 資本金に振り替えるDES

新たに施行された会社法により、DES（デット・エクイティ・スワップ）の手続きが簡略化されました。

DESとは、債務の株式化を図る手法のことです。中小オーナー企業の場合、オーナー社長が会社に対して貸付（会社から見ると借入）を行っているケースが多く見られます。DESは、この借入金（債務）を資本金に振り替える（負債と資本の交換）手法です。

負債が減少し、資本が増加することになるわけですから、自己資本比率は高くなります。これによって、資本構成が是正され、金融機関の評価も向上し、資金調達

円滑化が期待できます。

しかし、資本構成は是正しやすくなりましたが、株式価値の向上による贈与税の発生などに留意する必要があります。

「DESは現物出資」

DESは、貸付金という債権（財産）を現物出資し、新株を発行するという増資の手続きと考えることができます。DESの手法は、従来からありましたが、検査役の調査など手続きが煩雑であり、あまり利用されていませんでした。しかし、新会社法により、これが容易となりました。

株式会社は、「現物出資財産」（金銭以外の財産の出資）の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役選任の申立てをしなければなりません。

ただし、現物出資財産の価額が相当であることについて弁護士や税理士等の証明（現物出資財産が不動産の場合には、その証明および不動産鑑定士の鑑定評価）を受けた場合や、すでに弁済期限が到来している債権で、債権の評価額が帳簿価額を超えない場合には、検査役の調査が不要となっています。

「法人住民税の増加も」

DESによって資本金が増加すると、住民税の均等割の増加、各種会費の増加などに留意する必要があります。また、株式の価値が向上するため、既存の株主に対して、贈与税が発生するおそれもあります。

DESは、企業再生・再建手法として使われることが期待できます。しかし、これが合理的な再建計画に基づかない場合には、出資者からの過剰支援による経済的利益の供与（寄付金認定）問題が発生することが懸念されます。

「相続対策としても」

また、DESの手法は、相続対策に活用することも可能です。同族会社の被相続人が会社に貸付を行っている場合、会社に対する貸付金は相続財産の一つとなります。会社が債務超過の状況にある場合、相続財産としての株式には価値はありませんが、貸付金に対しては相続税が発生することになります。DESを活用することによって、株式と貸付金の相続財産を圧縮することができ、相続税対策を行うことが可能となります。

### 2 種類株式の活用

株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式（異なる種類の株式、「種類株式」と呼びます）を発行することができます。

剰余金の配当

残余財産の分配

株主総会において議決権を行使することができる事項

譲渡による当該種類の株式の取得について当該株式会社の承認を要すること

当該種類の株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること

当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件として、これを取得することができること

当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によって、その全部を取得すること

株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会または取締役会、清算人会設置会社にあつては株主総会または清算人会）において決議すべき事項のうち、

当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするもの

当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役または監査役を選任すること（ただし、委員会設置会社及び公開会社は、この株式を発行することができません）

代表的な株式について、下記に整理します。

### (1) 取得請求権付株式

株主が会社に対して、所有する株式を買い取ることを請求できる権利のある株式のことです。

### (2) 拒否権付株式

取締役の選任や解任、合併、事業譲渡など、会社の重要な決議についてこれを拒否することができる権利のある株式のことです。いわゆる「黄金株」と言われています。敵対的買収対策に活用することができます。

### (3) 取得条項付株式

会社が株主に対して、強制的に引き上げることを主張できる株式です。敵対的買収などに利用することができません。

また、これらの種類株式の活用

によって、従業員のやる気の向上を図ることが期待できます。たとえば、従業員に「配当優先株式」を付与します。従業員は、会社の業績向上に努め、配当が得られることを期待して会社のために働きます。万一、従業員が退職する場合、会社が株式を買い取るもの（取得条項付株式）としておくこととします。

一方では、従業員に株式を与えても、経営者側に経営権が維持できるように、複数議決権、あるいは議決権制限株式を利用した、種類株式を活用した制度を導入することも必要です。

## 3 利益配当の制度

会社法では、株主に対する利益配当は、「剰余金の分配」の一つです。すなわち、会社財産を株主に還元する「利益配当」、「中間配当」、「資本および準備金の減少に伴う払戻し」、「自己株式の買受」はすべて、「剰余金の分配」として整理されています。

しかし、従来と異なる方式の財源規制があります。分配可能額の範囲であれば、いつでも分配を行う

ことが可能となっています。

株式会社は、株主総会の決議によって、その株主（当該株式会社を除きます）に対し、いつでも、剰余金の配当をすることができま

す。剰余金の配当をしようとする場合は、その都度、株主総会の決議によって、配当財産の種類（当該株式会社の株式などを除く）及び帳簿価額の総額、株主に対する配当財産の割当てに関する事項、当該剰余金の配当がその効力を生ずる日、を決定しなければなりません。

この分配可能額の算定方法は、「最終事業年度の末日時点（決算期）における貸借対照表」を基礎に、「その後に行われた剰余金の変動要素の一部」を加減します。決算期における分配可能額は、その他の利益剰余金<sup>①</sup> + その他の資本剰余金の合計額<sup>②</sup> から、下記を控除して算出されます。

自己株式の帳簿価額、のれん代の二分の一および繰延資産の額の合計額から資本金・資本準備金の額を減じて得た額、その他有価証券・土地の評価損がある場合における当該差損額、純資産額中剰余金以外の額が三〇〇万円に満たない場合は、その不足額。

つまり、資本金の金額によらず、純資産額が三〇〇万円未満の場合には、剰余金がある場合でも配当を行うことはできません。

また、最終事業年度の末日後に生じた事由のうち減算項目としては、「自己株式の取得」、「剰余金の配当」、「剰余金の資本金・準備金への計上」、加算項目としては、「資本金・準備金を減少して剰余金とした場合」があります。

配当は現物による配当が認められています。配当財産が金銭以外の財産である場合には、株式会社は、株主総会の決議によって、株主に対して金銭分配請求権（当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利のこと）を与えるときは、その旨および金銭分配請求権を行使することができる期間、一定の数未満の数の株式を有する株主に対して、配当財産の割当てをしないこととするときは、その旨およびその数、を定めることができます。以上、利益配当については、いつでもこれを行うことが可能となり、金銭によらない現物配当も可能となりました。



## 連帯保証人が資産を譲渡して債務を弁済した場合

**Q** 甲は、元従業員である乙の事業資金の借入れに際し、連帯保証人となりましたが、乙は事業に失敗し、借入金を返済できないまま倒産してしまいました。連帯保証人である甲は相当の財産を所有しており、この債務を履行するにあたり、甲の所有不動産を譲渡して乙の債務を弁済しました。

保証債務を履行するために資産の譲渡があった場合には、譲渡所得の課税の特例があるそうですが、どのような制度なのでしょうか？

**A** 保証債務を履行するために資産を譲渡した場合において、その履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができなくなったときは、その行使することができなくなった金額については、譲

渡所得の金額の計算上なかったものとみなされます。

この場合の求償権が行使不能の状態であるかどうかの判定については、原則として次のような事実が発生した場合のそれぞれ次に掲げる金額は求償権を行使することができなくなった金額として取り扱われます。

1. 会社更生法等の規定による更生計画の認可の決定があったこと等により切り捨てられることとなった部分の金額
2. 会社法の規定による特別清算に係る協定の認可の決定により切り捨てられることとなった部分の金額
3. 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で切り捨てられることとなった一定のもの
4. 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により通知された債務免除額

## 在外邦人の印鑑証明書に代わる書類

**Q** 相続税申告の際に、一定の特例の適用を受けるために印鑑証明書を添付した遺産分割協議書（写）を提出しなければならない場合がありますが、共同相続人の中に海外赴任等をしている者がいる場合にはどのような取り扱いになるのでしょうか？

**A** 共同相続人の中に在外邦人がいる場合には、通常、その者の印鑑証明書を添付することができません。このような場合には、不動産登記の場合と同様に、次の書類を遺産分割協議書（写）に添付して提出することとなります。

1. 居住地国の日本公館で印鑑証明書の発行を取り扱っている場合には、居住地国の日本公館が発行した印鑑証明書
2. 居住地国の日本公館で印鑑証明書の発行を取り扱っていない場合には、居住地国の日本公館が発行した署名及び拇印証明書

## 特定の使用人を接待する費用

### 問

使用人の退職を防止するために特定の使用人を高級料理店等においてもてなした場合には、その費用は福利厚生費、交際費等、給与のいずれに該当するのでしょうか？

### 答

交際費等に該当します。役員及び使用人の全員の対象として慣行的に行われる慰労会等の費用で通常必要と認められ

る費用は、福利厚生費に該当します。また、役員又は使用人の接待費用を法人が負担した場合であってもそれが個人的費用であつて人の業務とは関係がないときは、その役員又は使用人に給与を支給したものとされます。ご質問の場合は、福利厚生費にも給与にも該当しないことから、交際費等に該当することとなります。